

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年10月29日

分任支出負担行為担当官

北部ダム事務所長 吉田 大

1. 工事概要

- (1) 工事名 億首ダム管理庁舎新築工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡金武町字金武地内
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる建物の新営工事を施工するものである。
尚、関連する電気設備工事及び機械設備工事は本工事に含まない。
 - 1) 庁舎
 - (a) 建物用途 庁舎
 - (b) 構造・階数・建物規模・工事概要
RC造 2階建て 延べ面積 916 m² 新築一式
- (4) 工期 平成23年9月15日まで。
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、地元企業を一次下請（県内元請企業を含む）として活用することを評価する地元1次下請活用比率評価の試行工事である。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (9) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、再度の入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の2の規程に基づく随意契約に移行しない。
- (10) 本工事は、入札時に工事内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (11) 本工事は、開発建設部における過去2年度間の低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (12) 本施工箇所付近へ米軍楚辺通信所代替施設が存在しており、本工事で使用する機械等からの電磁波放出により通信への影響を及ぼす恐れがある場合は、電磁波対策の実施及び調整を講じなければならない場合がある。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成 21・22 年度一般競争参加資格のうち「建築工事」に係る C 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 施工計画が適正であること。（提出された施工計画「施工上の課題」に関わる技術的所見の中で不適格な事項があればその企業は失格とする。）
- (5) 次に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、平成 7 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次に掲げる(ア)(イ)(ウ)(エ)の要件を満たす新営（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）。なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部設（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

(ア) 建物用途・種別：倉庫・車庫を除く建築物

(イ) 構 造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 階 数：地上 2 階建以上

(エ) 建物規模：1 棟の延べ面積（増築工事にあつては、当該増築部分の延べ面積）が 700 m²以上。

なお、当該実績が平成 14 年 4 月 1 日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省（港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点の合計が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、沖縄総合事務局開発建設部の発注工事（平成 14 年 4 月 1 日以降に完成した工事を対象）の実績に係る工事成績通知書を紛失した場合は、当該工事实績の工事発注者に工事成績評定の確認を求めることができる。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に配置できること。
- 1) 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者若しくは実務経験者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1 級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
- 2) 平成 7 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げ

る条件の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

- (7) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く）発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 事務所管内（沖縄本島内における恩納村、金武町、宜野座村、名護市、本部町、今帰仁村、大宜味村、東村、国頭村）に建設業法に基づく本店が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。なお、オーバースペックについては評価しない。

- ・企業の基礎技術力等に係る施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・社会性（地理的条件）、地元1次下請活用、を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点100点を与える。

ただし、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点を0点とする。

2) 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は50点とする。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確

保の確実性 15 点) とする。

4) 総合評価

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限範囲内の入札参加者について、1)、2)及び3)により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(3) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

入札参加者のうち、その申込み価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格(入札説明書の別紙を参照のこと。)に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかにヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング(電話での確認行為)を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の 1)から 3)の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。
- 3) 提出した技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。(以下「要求要件」という。)

(5) 評価内容の担保

施工計画に提示された技術的所見及び地元 1 次下請予定企業一覧表に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評定を減じる措置を行う。

(6) その他詳細については入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-8501 沖縄県名護市大北三丁目19番8号
沖縄総合事務局 北部ダム事務所 総務課 契約係
電話 0980-52-0531 (代表) F A X 0980-52-6274

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧表中、本案件の「掲載文書一覧表」欄からダウンロードすること。)

交付期間は平成 22 年 10 月 29 日(金)から平成 22 年 12 月 7 日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成22年11月1日(月)から平成22年11月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年11月1日(月)から平成22年11月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで、上記4(1)に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。(ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。)

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年12月7日(火)15時00分。

2) 紙により持参の場合は、平成22年12月7日(火)15時00分必着。

沖縄総合事務局 北部ダム事務所 総務課へ持参すること。

3) 開札は、平成22年12月8日(水) 10時00分

沖縄総合事務局 北部ダム事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除。

② 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店、名護代理店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店、名護代理店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。(入札説明書を参照のこと。)

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確

認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件(施工経験を除く。)を満たす技術者の配置を求める(入札説明書参照。)
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (13) その他、詳細については入札説明書による。